

(参考1) 条例による事務処理特例制度を活用した  
 特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲状況(平成30年4月1日現在)

所轄庁	移譲先市町村	市町村数	施行日	備考
北海道	新ひだか町	1	H20.4.1	
	北広島市、芽室町、標津町	3	H21.4.1	
	南幌町、鹿追町	2	H22.4.1	
	当別町、松前町、奥尻町、今金町、せたな町、ニセコ町、倶知安町、共和町、深川市、栗山町、浦臼町、旭川市、美瑛町、下川町、苫前町、遠軽町、清水町、浦幌町	18	H23.4.1	
	石狩市	1	H23.10.1	
	恵庭市、新篠津村、八雲町、東川町	4	H24.4.1	
	森町、上富良野町、広尾町、根室市	4	H25.4.1	
	美唄市、利尻町	2	H26.4.1	
	苫小牧市	1	H26.10.1	
	稚内市、由仁町、幕別町、島牧村	4	H27.4.1	
	蘭越町、利尻富士町	2	H28.4.1	
	猿払村	1	H29.4.1	
	岩内町	1	H30.4.1	
青森県	むつ市、つがる市	2	H22.4.1	
	青森市	1	H25.4.1	
	五所川原市、鱒ヶ沢町	2	H27.4.1	
	八戸市	1	H29.1.1	
岩手県	一関市	1	H18.4.1	【藤沢町】 権限移譲：H21.4.1 一関市と合併：H23.9
	大船渡市、花巻市、北上市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町、洋野町	8	H19.4.1	
	久慈市、陸前高田市	2	H20.4.1	
	一関市	1	H21.4.1	
	二戸市、葛巻町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村	6	H22.4.1	
	一戸町	1	H23.4.1	
	滝沢市	1	H27.4.1	
	盛岡市	1	H28.4.1	
	八幡平市	1	H29.4.1	
宮城県	栗原市	1	H23.4.1	
	大崎市	1	H25.4.1	
	登米市	1	H27.4.1	
山形県	山形市	1	H19.4.1	
	河北町、庄内町	2	H20.4.1	
	村山市	1	H21.4.1	
	南陽市	1	H22.4.1	
	上山市	1	H23.4.1	
福島県	いわき市、白河市、二本松市、会津美里町	4	H23.4.1	
	会津坂下町	1	H24.4.1	
	会津若松市、郡山市	2	H26.4.1	
	伊達市	1	H28.4.1	
	福島市	1	H29.4.1	

所轄庁	移 譲 先 市 町 村	市町村数	施行日	備考	
茨城県	常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、ひたちなか市	5	H23.4.1		
	古河市、高萩市、北茨城市、鹿嶋市	4	H24.4.1		
	神栖市	1	H25.4.1		
	下妻市、牛久市、守谷市	3	H26.4.1		
	日立市、結城市、かすみがうら市	3	H27.4.1		
	常陸大宮市、小美玉市、城里町	3	H28.4.1		
	潮来市、大子町、五霞町	3	H29.4.1		
	石岡市	1	H30.4.1		
栃木県	栃木市、日光市、茂木町、栃木市、栃木市、栃木市、那須町	7	H19.4.1	【大平町、藤岡町】 権限移譲:H19.4.1 栃木市と合併:H22.3	
	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市	6	H20.4.1		
	真岡市、大田原市、那須塩原市	3	H21.4.1		
	那須烏山市、下野市、栃木市、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町	7	H22.4.1	【西方町】 権限移譲:H22.4.1 栃木市と合併:H23.10	
	さくら市、上三川町	2	H23.4.1	【岩舟町】 権限移譲:H19.4.1 栃木市と合併:H26.4.5	
	塩谷町	1	H26.4.1		
	芳賀町	1	H27.4.1		
	益子町、市貝町	2	H28.4.1		
群馬県	館林市	1	H22.4.1		
	玉村町、明和町	2	H25.4.1		
	藤岡市	1	H29.4.1		
埼玉県	志木市	1	H25.4.1		
	加須市、吉川市	2	H28.4.1		
	久喜市	1	H29.4.1		
神奈川県	藤沢市	1	1	H25.4.1	
新潟県	南魚沼市	1	H20.4.1		
	長岡市、三条市、柏崎市、見附市、燕市、佐渡市	6	H21.4.1		
	十日市町	1	H22.4.1		
	加茂市	1	H24.4.1		
	小千谷市	1	H25.4.1		
	新発田市	1	H26.4.1		
	魚沼市、胎内市	2	H27.4.1		
	村上市	1	H28.4.1		
阿賀野市	1	H29.4.1			
岐阜県	養老町、坂祝町	2	H20.4.1		
	大垣市、関市、池田町	3	H21.4.1		
	揖斐川町	1	H23.4.1		
	白川町、恵那市、土岐市、笠松町	4	H24.4.1		
	多治見市	1	H28.4.1		
	岐阜市	1	H30.4.1		
静岡県	沼津市	1	H23.4.1		
	富士市	1	H24.4.1		
	掛川市	1	H25.4.1		
	磐田市	1	H27.4.1		
	藤枝市	1	H28.4.1		

所轄庁	移 譲 先 市 町 村	市町村数	施行日	備考
大阪府	岬町	1	H21.1.1	
	岸和田市、熊取町	2	H22.9.1	
	茨木市、河内長野市、河南町	3	H22.10.1	
	池田市、富田林市、箕面市、大阪狭山市、豊能町、能勢町、太子町	7	H23.1.1	
	摂津市	1	H23.4.1	
	寝屋川市	1	H23.9.1	
	泉大津市、松原市、阪南市、忠岡町	4	H23.10.1	
	羽曳野市	1	H24.1.1	
	豊中市	1	H24.4.1	
	和泉市、藤井寺市、四條畷市	3	H24.9.1	
	守口市、八尾市、柏原市、門真市、東大阪市、交野市、千早赤阪村	7	H24.10.1	
	高槻市、貝塚市、枚方市	3	H25.1.1	
	泉南市	1	H26.1.1	
	泉佐野市	1	H27.1.1	
	高石市、田尻町	2	H27.4.1	
	大東市	1	H27.10.1	
吹田市	1	H28.10.1		
島根県	松江市	1	H19.10.1	【東出雲町】 権限移譲：H22.4.1 松江市と合併：H23.8
	浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町、海士町	9	H20.4.1	
	安来市、雲南市、出雲市、美郷町	4	H21.4.1	
	松江市、西ノ島町	2	H22.4.1	
	邑南町	1	H23.4.1	
徳島県	美馬市	1	H24.4.1	
	那賀町	1	H25.4.1	
香川県	高松市	1	1	H26.10.1
愛媛県	今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町	13	19	H20.4.1
	八幡浜市、大洲市、西予市、伊方町	4		H21.4.1
	東温市	1		H23.4.1
	松前町	1		H24.4.1
高知県	土佐町、津野町、黒潮町	3	3	H24.4.1
福岡県	大木町	1	1	H28.4.1
佐賀県	唐津市、伊万里市、鹿島市、鳥栖市	4	13	H18.6.1
	神埼市、基山町	2		H21.6.1
	多久市、太良町	2		H22.6.1
	武雄市	1		H23.6.1
	嬉野市、有田町	2		H24.6.1
	大町町	1		H26.6.1
	白石町	1		H28.6.1
長崎県	東彼杵町	1	1	H27.4.1
宮崎県	宮崎市、都城市	2	13	H19.4.1
	延岡市、日南市	2		H20.4.1
	小林市	1		H21.4.1
	えびの市、高鍋町	2		H23.4.1
	日向市、高原町	2		H25.4.1
	新富町、川南町	2		H27.4.1
	串間市、西都市	2		H28.4.1

所轄庁	移 譲 先 市 町 村	市町村数	施行日	備考	
鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市、霧島市	3	16	H19.4.1	
	奄美市	1		H20.4.1	
	始良市	1		H26.4.1	
	垂水市、西之表市、伊佐市、南九州市	4		H27.4.1	
	出水市、指宿市、南さつま市、志布志市	4		H28.4.1	
	枕崎市、日置市	2		H29.4.1	
	曾於市	1		H30.4.1	
	計	25 道府県		302 市町村	

(注1) ()内の数字は合併前の旧市町村も含めた総数。

(注2) 移譲されている事務や手続きの詳細については、各所轄庁や権限移譲先市町村等にご確認ください。

(参考2) 特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲該当条項

平成30年4月1日現在

条	項(号)	事務内容	所轄庁別事務移譲パターン																								
			北海道	青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	神奈川県	新潟県	岐阜県	静岡県	大阪府	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県
【認 証】																											
10	1	設立認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	2	認証申請があった旨の公告及び縦覧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	3	認証又は不認証の通知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	の2	警察本部長等への意見の聴取(法43の2の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	の2	警察本部長等からの意見の受理(法43の3の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	2	登記の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	3	未登記による認証の取消	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	の3	仮理事の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	の4	特別代理人の選任(民法57条の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	(3)	不正の行為等の報告の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	1	役員変更等の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	3	定款変更の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	5	認証の申請があった旨等の公告及び縦覧(法10条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	5	認証又は不認証の通知(法12条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	6	定款変更届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	7	定款変更登記の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	1	定款変更(所轄庁変更)申請書の受理	○						○		○	○	○									○					
26	3	定款変更(所轄庁変更)事務引継							○		○	○										○					
29		事業報告書等の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30		事業報告書等の閲覧又は謄写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	2	解散(事業の成功の不能)の認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	4	解散届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	の8	清算中に就任した清算人の届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	2	残余財産の譲渡の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	の2	3 裁判所からの意見の求め又は調査の受託	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
32	の2	4 裁判所への意見の陳述	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
32	の3	清算結了届出の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	3	合併の認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	5	認証申請があった旨の公告及び縦覧(法10条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	5	認証又は不認証の通知(法12条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	2	登記の届出の受理(法13条2項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	2	未登記による認証の取消(法13条3項の準用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	1	報告徴収及び立入検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42		改善命令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	1・2	認証の取り消し	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	の2	警察本部長等への意見の聴取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	の3	警察本部長等からの意見の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 該当事務が移譲されている条項に"○"を、一部の事務が移譲されている条項に"△"を記載しています。

(注2) 移譲されている事務や手続きの詳細については、各所轄庁や権限移譲先市町村等にご確認ください。